

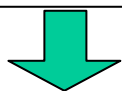
港湾分科会環境部会の設置について

国土交通省港湾局

港湾における環境への取り組みの経緯

主な目的

公害の防止



生活環境の改善



環境との共生

法改正 事業制度の創設等

昭和47年度 港湾公害防止対策事業を開始
(北九州港、田子の浦港 等)

昭和48年度 港湾法改正
→ 港湾環境整備事業等を開始
(東京港、名古屋港 等)

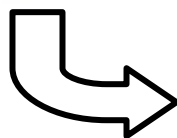
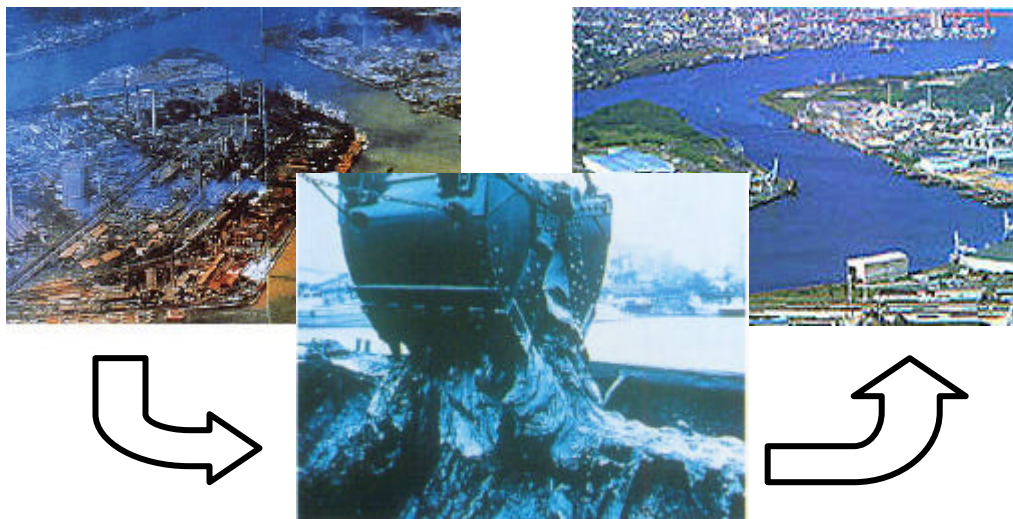
昭和63年度 水質の改善を図るための海域環境
創造事業 (シーブルー事業) を開始
(徳山下松港)

平成6年度 港湾環境政策「エコポート」を策定

平成11年度 港湾に関する環境施策の充実を
大きな柱として、港湾法を改正



三河港における干潟の再生 (シーブルー事業)



東京港における緑地の整備事例

トマガタ川河口 (北九州港)

港湾における様々な環境的要素



緑地（佐世保港）



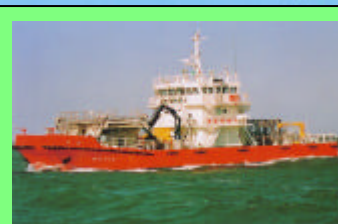
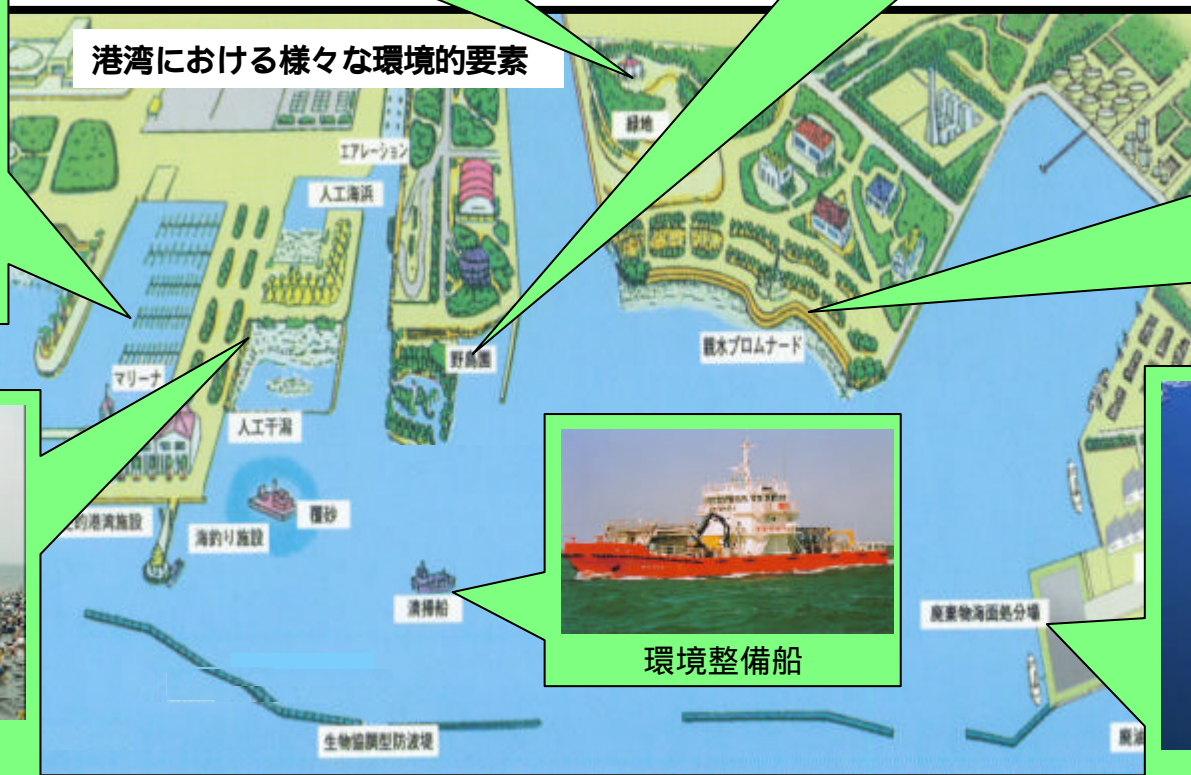
野鳥園（大阪港）



マリーナ（大阪港）



人工干潟（三河港）



環境整備船



親水プロムナード（小名浜港）

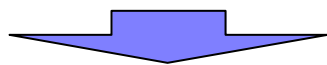


廃棄物海面処分場（東京港）

港湾環境政策「エコポート」（平成6年度策定）

エコポートの基本理念

将来世代への豊かな港湾環境の継承
自然環境との共生
アメニティーの創出



目標 【環境と共生する港湾（エコポート）の形成】

- 1 自然にとけ込み、生物に優しい港
- 2 積極的に良好な自然環境を創造する港
- 3 アメニティが高く、人々に潤いと安らぎを与える港
- 4 環境に与える負荷が少なく、環境管理のゆきとどいた港



次

.新たな環境政策の必要性

- 1 .はじめに
- 2 .港湾における環境への取り組み
- 3 .港湾における環境の新たな課題

.基本理念と目標

- 1 .基本理念
- 2 .目標 環境共生港湾<エコポート>の形成

.目標達成のための基本施策

- 1 .港湾環境計画の策定
- 2 .環境アセスメントの充実
- 3 .環境整備の推進
- 4 .環境管理の充実
- 5 .推進方策の充実

近年の港湾環境を取り巻く情勢

(1) 自然環境の保全・再生・創出に対する社会的気運の高まり

- ・ 21世紀「環の国」づくり会議(H13.7)
- ・ 新・生物多様性国家戦略(地球環境保全に関する関係閣僚会議)(H14.3)
- ・ 自然再生推進法の成立(H14.12)
- ・ 環境行動計画の策定の動き(H16.5頃予定)

(2) 良好な景観形成に対する社会的気運の高まり

- ・ 「美しい国づくり大綱」の策定(H15.7)
- ・ 景観法の制定(H16.予定)

(3) 環境教育に対する社会的気運の高まり

- ・ 環境教育推進法の成立(H15.7)
- ・ 海辺の自然体験活動(「海辺の自然学校」「海辺の達人養成講座」)の全国展開

(4) 観光に対する社会的気運の高まり

- ・ 内閣総理大臣姿勢方針演説に観光立国が盛り込まれる(H15.1)
- ・ 観光立国懇談会報告書の取りまとめ(H15.4)
- ・ 観光立国行動計画(観光立国閣僚会議)(H15.7)

(5) 循環型社会形成の必要性の高まり

- ・循環型社会形成推進基本法の制定(H12.6)
- ・各種リサイクル法の制定
- ・静脈物流システム(リサイクルポート等)の進展(1 次指定H14.5)
- ・廃棄物処分場の新設の困難化等による受け入れの逼迫

(6) 地球温暖化防止、ヒートアイランド対策の必要性の高まり

- ・地球温暖化防止大綱の見直し(H16予定)
- ・ヒートアイランド大綱の策定(H16予定)
- ・都市緑地保全法、都市公園法の一部改正(H16予定)

(7) 国際的な条約への対応の必要性の高まり

- ・マルポール(海洋汚染防止)条約新議定書発効見通し(排出ガス規制)
- ・ロンドン条約新議定書発効見通し(廃棄物(浚渫土砂を含む)の海洋投入規制)

(8) 有害化学物質対策の必要性の高まり

- ・ダイオキシン類対策(底質の環境基準の設定)(H15.10)
- ・汚染土壌対策(土壌汚染対策法の施行)(H15.2)

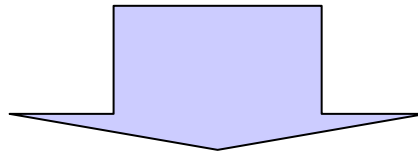
(9) PFI事業等の民間活力の活用による港湾環境整備ニーズの高まり

- ・広島港、名古屋港でPFI事業の実施方針を公表(H15)

環境部会設置の必要性

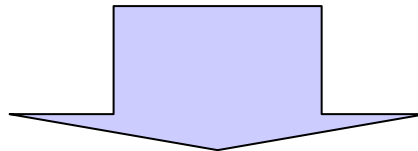
現状

- 港湾における環境施策は、国土交通省港湾局(当時：運輸省港湾局)が、平成6年に策定した「新たな港湾環境政策 - 環境と共生する港湾<エコポート>をめざして -」を指針として実施。



必要性

- 策定から10年が経過し、その間の様々な情勢変化を踏まえ、港湾における今後の環境政策の方向性を審議し、上記政策の見直しを行うことが必要。
- また、当該政策の見直しを踏まえ、個別政策課題について、掘り下げた調査・審議を行い、今後の港湾環境行政のあり方を取りまとめることが必要。
- 急転する港湾環境を取り巻く諸情勢に臨機応変に対応し、時代に即応した港湾環境施策を展開していくことが必要。



審議事項

- 交通政策審議会港湾分科会に環境部会を設置することとしたい。

環境部会の体制・スケジュール

.体制

環境部会委員については、港湾分科会委員及び委員以外の環境の専門家等から、分科会長と相談の上、10名程度を選任することとしたい。

.スケジュール(案)

平成16年 3月 港湾分科会

・部会の設置について承認

6月

┌

港湾環境政策の理念と基本的方向について調査・審議

9月

11月頃 港湾分科会へ報告

12月

┌

個別政策課題について調査・審議

平成17年 6月

7月頃 港湾分科会へ報告

新たな港湾環境政策の視点の例

○ 循環型社会の構築

- ・リサイクルポートの形成と静脈物流ネットワークの構築
- ・静脈物流を活用した土壌汚染対策の推進
- ・港湾工事におけるリサイクル材の活用の推進

⋮

○ 自然との共生の推進

- ・市民等の意見を採り入れた自然再生型事業の推進
- ・港湾整備における環境共生の標準装備化
- ・干潟・緑地・マリーナ等を活用した環境教育の推進

⋮

○ 良好な景観の形成

- ・港湾計画等の制度の充実
- ・港湾の景観を向上するための事業の推進
- ・歴史的建造物の保存・活用の推進

⋮

○ 良好な水環境への改善

- ・下水道や河川等との連携による閉鎖性海域の水質改善
- ・歴史的建造物の保存・活用の推進
- ・放置艇対策の推進
- ・沈没船対策の推進
- ・ロンドン条約やマルポール条約等国际的な課題への対応

⋮

○ 温暖化対策への貢献

- ・物流の効率化
- ・モーダルシフトの推進
- ・港湾空間における風力発電の推進
- ・計画的な港湾空間の緑化
- ・海面上昇への対応

⋮